

コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み

改定履歴

2019年5月22日

2019年6月28日

2020年5月31日

2020年6月29日

2021年7月28日

2021年8月30日

2021年12月21日

2022年7月26日

2022年8月29日

2023年7月25日

2023年8月29日

2024年11月26日

2025年8月25日

BOOKOFF GROUP HOLDINGS
ブックオフグループホールディングス株式会社

当社グループは、純粹持株会社であるブックオフグループホールディングス株式会社のもと、「事業活動を通じての社会への貢献」「全従業員の物心両面の幸福の追求」をグループ共通の経営理念とし、「経営の透明性・効率性の確保」「迅速な意思決定」「アカウンタビリティの充実」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考え方のもと、株主をはじめお客様・従業員・取引先・地域社会等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを整え、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

当社におけるコーポレートガバナンス・コードの各原則に対する取り組み状況・方針は、下記のとおりであります。

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則 1】 Comply

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社は、全ての株主に対して、実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示を行っています。また、少数株主にも認められている権利については、株式取扱規程により手続きを定め、その権利行使の確保に努めております。

【原則 1-1. 株主の権利の確保】 Comply

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、積極的な情報開示を行い、かつ適切な議決権行使ができる環境の整備に努めています。

【補充原則 1-1①】 Comply

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

当社は、株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映するため、株主総会後、取締役会にて、全ての議案の賛否要因の分析を行っております。また、議案について 10%以上の反対があった場合には、株主との対話その他の対応の要否について検討を行います。

【補充原則 1-1②】 Comply

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社は、自らの取締役会において、コーポレート・ガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るよう、独立社外取締役を3名選任し、取締役の業務執行の監督機能を担保する体制を整えております。また、株主総会決議事項である自己株式の取得及び中間配当を、定款の定めにより取締役会に委任しております。

【補充原則 1-1③】 Comply

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行わるべきである。

当社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮しております。また、少数株主にも認められている権利については、株式取扱規程により手続きを定め、その権利行使の確保に努めております。

【原則 1-2. 株主総会における権利行使】 Comply

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社は、株主総会が株主との対話の場であることを認識し、より多くの株主が株主総会に出席いただけるように、招集通知の早期提供、できるだけ多くの株主が出席できる開催日の設定、インターネットによる議決権行使環境の提供、議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳等を通じて、株主の権利行使に係る適切な環境整備を進めております。

【補充原則 1-2①】 Comply

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社は、株主総会において、株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じて適確に提供すべきものと考えております。特に、取締役の選任議案につきましては、各候補者からの、株主へのメッセージを招集通知に掲載するなど、株主の判断に資すると考えられる情報を提供しております。

【補充原則 1-2②】 Comply

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社は、株主が総会議案の十分な検討時間を確保することができるよう、招集通知の早期発送に努めております。また、招集通知に記載する内容は、取締役会での決議後すみやかに、自社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。

【補充原則 1-2③】 Comply

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社は、株主総会が株主との対話の場であることを認識し、より多くの株主が株主総会に出席いただけけるよう、株主総会の開催が集中すると予想される日時を避けて株主総会開催日を設定するよう努めております。

【補充原則 1-2④】 Comply

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、少なくとも機関投資家向けに議決権電子行使プラットフォームを利用可能とすべきである。

当社は、インターネットによる議決権行使ができる環境を提供するとともに、議決権行使プラットフォームにも参加しております。

また、招集通知の英訳を行い、自社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。

【補充原則 1-2⑤】 Comply

信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権の行使等を行うための手続きを株式取扱規程で定めており、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等は、名義株主に係る代理権の授与を受けて株主総会に出席することができます。

【原則 1-3. 資本政策の基本的な方針】 Comply

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与えることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社は、利益配分を経営の最重要事項の1つと認識し、内部留保については、将来の企業価値向上につながる戦略的投資と財務体質の強化に対して有効に活用してまいりたいと考えております。また、連結純利益に対する配当性向は20~30%程度を目安に、安定した配当を継続していくことを基本方針といたします。なお、災害等の不測の事態が原因で株主総会を開催することが困難であると判断される場合において、株主総会の決議を要さずに剩余金の配当等を行うことを可能とするため、剩余金の配当等を取締役会決議によっても行い得る旨及び中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

【原則 1-4. 政策保有株式】 Explain

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、こうした検証の内容について開示すべきである。上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行わるべきである。

当社は、原則として政策保有目的の株式の取得を行わない方針を定めております。ただし、例外として、当社フランチャイズ・チェーン加盟企業の株式を保有することがあります。当社は取締役会にて保有株式につき検証を行い、個別の政策保有株式の意義を検証しております。

(検証内容)

□定性的項目

- ・取得経緯
- ・取引関係の有無
- ・保有の意義
- ・将来的なビジネスの可能性
- ・保有しない場合のリスク
- ・保有継続した場合のメリット・デメリット

□定量的な項目

- ・年間受取配当額
- ・株式評価損益

2024年12月17日開催の取締役会にて、保有する政策保有株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

議決権行使については、議案の内容を精査及び直近3ヶ年の業績及び財務状況等を検証し、必要に応じて企業との対話をを行い、株主価値向上に資するものか否かを判断した上で、適切に行使其いたします。

【補充原則 1-4①】 Comply

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社(政策保有株主)からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社は、政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合には、その意向に沿うこととしております。なお、株式の売却等の時期や方法については双方で協議を行い、株式市場や株主利益への影響等を考慮して実施されるよう努めることとしております。

【補充原則 1-4②】 Comply

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社は、取引に際しては、経済合理性を十分に検証して行っています。政策保有株主に対しても同様に経済合理性を十分に検証し、取引の開始や継続・終了を判断しております。

【原則 1-5. いわゆる買収防衛策】 Comply

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、買収防衛策を導入しておらず、導入予定もありません。

【原則 1-5①】 Comply

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし、株主の利益に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を速やかに開示いたします。また、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

【原則 1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】 Comply

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、M B O等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会において、独立社外取締役の意見に留意しつつ、その必要性・合理性を十分に検討し、適正な手続きを確保するとともに、情報を速やかに開示し、必要に応じて、株主総会や決算説明会等で説明を行います。

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】**Comply**

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行わべきである。

当社は、競業取引及び利益相反取引については、法令及び社内規程により、あらかじめ取締役会での決議を必要としており、その決議は、該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外した上で行っております。また、関連当事者間取引については、当社及び子会社の役員も含めて関連当事者に対する調査を行い、関連当事者の特定と取引の有無や内容の確認を行い、開示対象となる取引がある場合は、取締役会に報告を行ったうえで開示しております。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則 2】 Comply

上場会社は、会社の持続的な成長と中期企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。
取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企业文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社は、中長期的な企業価値創出のため、従業員や顧客をはじめとするステークホルダーとの協働に努めるべきであると認識しております。様々なモノのリユースを通じて「多くの人に楽しく豊かな生活を提供すること」と、その事業活動を担う私たち一人ひとりが成長し、会社が持続可能な成長を続けることで、循環型社会形成の一翼を担ってまいります。

また、事業活動倫理を尊重する企业文化・風土の醸成に努めるため、社長や経営陣が全社員へ直接説明を行う「社員総会」を毎年開催しております。

【原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】 Comply

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社グループの経営理念は、「事業活動を通じての社会への貢献」と「全従業員の物心両面の幸福の追求」であります。

■ブックオフグループの経営理念

https://www.bookoffgroup.co.jp/our_company/top/corporate-policy/

【原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践】 Comply

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社グループの行動基準は、「リユースのリーディングカンパニーになる」「自信と情熱を持って、安心して働き、成長できる会社になる」という2つのビジョンの実現にあります。経営理念と合わせて、当社の価値観を浸透させるため、全社員に対して行動準則を記したハンドブックを配布し、またその内容について繰り返し説明する場を作っております。

■ブックオフグループのビジョン・行動指針

https://www.bookoffgroup.co.jp/our_company/top/corporate-policy/

【補充原則 2-2①】 Comply

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社の取締役会は、全社員に配布される行動準則を記したハンドブックのレビューを行い、その内容が、定期的に開催される地域ごとの社員総会及び年に一回開催される全社員が参加する社員総会においても説明されていること、並びに、その内容に関する質問等を経営陣が適宜確認し、適時適切な対応を検討・実施していることを確認しております。

【原則 2-3】社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】 Comply

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社は、サステナビリティを巡る課題への当社グループの対応について、自社ウェブサイト等で開示しております。

■サステナビリティ

<https://www.bookoffgroup.co.jp/sustainability/top/>

【補充原則 2-3①】 Comply

取締役会は、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティを巡る課題への対応は、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討を深めるべきである。

当社グループでは、マテリアリティへの対応をはじめとするサステナビリティを念頭において経営を全社的に推進するため、サステナビリティ戦略委員会を設置しています。同委員会では、代表取締役社長が委員長を務め、気候変動や人的資本等のサステナビリティに関するリスク・機会の特定及び対応方針や戦略の検討、並びに各部門における実行計画の進捗モニタリング等を行い、その活動状況を必要に応じて経営会議へ共有しております。

取締役会では、経営会議及びサステナビリティ戦略委員会で協議・決議された内容の報告を受け、当社グループにおけるサステナビリティに関する論議や監督を行っております。

■サステナビリティ基本方針

<https://www.bookoffgroup.co.jp/sustainability/top/bookoff-group-esg-management/#two>

■マテリアリティ

<https://www.bookoffgroup.co.jp/sustainability/top/bookoff-group-esg-management/#one>

■気候変動への対応（TCFD）

<https://www.bookoffgroup.co.jp/sustainability/top/bookoff-group-esg-management/#seven>

【原則 2-4. 女性の活用を含む社内の多様性の確保】 Comply

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社グループは、多様性の確保を推進するために、「ダイバーシティ、エクイティ＆インクルージョンプロジェクト」において、年齢、性別、民族、身体能力などの明らかな違いだけでなく、教育、スキル、経験、文化、宗教、性的指向、性自認などの不可視な違いを含めて多様性を尊重し、個々の能力を最大限に発揮できる環境作りやイノベーションが起こりやすい組織形成の実現に向けた施策を立案、実行しております。

また、障害者雇用のための特例子会社を設立し、障害者の雇用を積極的に行い、多様性の確保を推進しております。

【補充原則 2-4①】 Comply

上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示すべきである。

また、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の重要性に鑑み、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針をその実施状況と併せて開示すべきである。

当社グループは、多様性の確保を含む人財育成方針、社内環境整備方針及び達成目標を定め、その実施状況と併せて自社ウェブサイト等で開示しております。

■ダイバーシティ方針（及び目標・行動計画と状況）

<https://www.bookoffgroup.co.jp/sustainability/top/society/diversity-equityand-inclusion/>

【原則 2-5. 内部通報】 Comply

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社は、当社グループの内部通報に係る体制を整備し、従業員等が不利益を被ることなく、違法・不適切な行為等を相談できるコンプライアンス窓口を設置しております。コンプライアンス担当役員が、内部通報体制の運用状況について確認を行い、必要に応じて取締役会に報告を行っております。

【補充原則 2-5①】 Comply

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社は、当社グループ内のコンプライアンス窓口に加え、外部の弁護士事務所に独立の内部通報窓口を設置しております。また、内部通報に関する社内規程により、通報者が保護される体制を整備しております。

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】 Comply

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用(運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む)の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社は、特定の企業年金基金には加入しておりませんが、企業型確定拠出年金制度を導入しております。定期的に従業員に対し運用制度についての説明を行うセミナーを開催するなど、加入者への教育を継続的に実施し、従業員の安定的な資産形成の支援を行っております。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】 Comply

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話をを行う上での基盤となることも踏まえ、こうした情報（とりわけ非財務情報）が正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社は、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでおります。また、情報の開示に当たっては、正確で分かりやすい記述や具体的な記述を行い、利用者にとって有用性の高い記載となるように努めております。

【原則3-1. 情報開示の充実】 Comply

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことと加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

- (i) 経営理念や経営戦略等を自社ウェブサイト、決算説明資料等で開示しております。

■経営理念

https://www.bookoffgroup.co.jp/our_company/top/corporate-policy/

■決算説明資料

<https://www.bookoffgroup.co.jp/ir/top/ir-library/presentation-materials-for-institutional-investors/>

- (ii) 当社グループは、純粹持株会社であるブックオフグループホールディングス株式会社のもと、「事業活動を通じての社会への貢献」「全従業員の物心両面の幸福の追求」をグループ共通の経営理念とし、「経営の透明性・効率性の確保」「迅速な意思決定」「アカウンタビリティの充実」をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。この考えのもと、株主をはじめお客様・従業員・取引先・地域社会等の各ステークホルダーと良好な関係を築くとともに、透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行うための仕組みを整え、持続的な成長及び中長期的な企業価値向上を目指してまいります。
- (iii) 当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、継続的な企業価値向上につながるよう、また、業務執行・経営監督の機能に応じて、それぞれが適切に発揮されるよう、役員報酬制度を定めています。

(取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針)

a. 基本方針

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、職責等及び業績等を踏まえた適正な水準とする。

- ・決定にあたっては、客観性と透明性が担保された手続きを経る。

b. 固定報酬に関する方針

- ・固定報酬は、固定額の金銭により構成する。

- ・固定報酬の個人別の金額は、役位・職責等を勘案して決定する。

c. 業績連動報酬等に関する方針

- ・業績連動報酬は、変動する額の金銭による年次業績賞与により構成する。

- ・年次業績賞与の個人別の金額は、対象期間の業績指標をもとに、あらかじめ定めた計算式により決定する。

d. 非金銭報酬等に関する方針

- ・非金銭報酬は、株式報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。

- ・譲渡制限付株式報酬の個人別の内容は、役位・職責等を勘案して決定する。

e. 報酬等の割合に関する方針

- ・業績連動報酬と非金銭報酬を合わせた割合は、固定報酬の割合を上回らないものとする。

- ・業務執行から独立した立場にある社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみで構成する。

f. 報酬等の付与時期及び条件に関する方針

- ・固定報酬は、年額を12ヶ月に分割して支払う。

- ・業績連動報酬は、対象期間の業績指標確定ののち、一括して支払う。

- ・非金銭報酬の付与時期及び条件は、報酬検討委員会での検討を経て取締役会において決定する。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

- ・個人別の報酬額は、取締役会の決議により委任された報酬検討委員会において決定し、その総額等を取締役会に報告する。

- ・報酬検討委員会は、客観性及び透明性を確保する観点から、社長1名と複数の独立社外取締役で構成し、その過半数の賛成をもって決議する。

(取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項)

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき、取締役会決議により委任された報酬検討委員会において具体的な内容を決定しております。

(iv) 経営陣幹部の選任・解任については、社長及び独立社外取締役で構成する指名諮問委員会にて検討を行い、取締役会にて決定しております。取締役候補については、指名諮問委員会において、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に面談等を経て選定し、監査等委員会にも候補者を通知した上で、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役候補については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に

資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定しております。なお、社外取締役の選任に係るガイドラインを定め、その独立性判断基準は、招集通知及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等で開示しております。

- (v) 経営陣幹部の選解任及び取締役候補の指名については、経歴を含めた開示を行うとともに、取締役候補者については、その選任理由と候補者自身からのコメントを招集通知に参考資料として付しております。

【補充原則 3-1①】 **Comply**

上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社は、情報の開示に当たって、分かりやすい記述や具体的な記述を行い、利用者にとって付加価値の高い記載となるように努めております。

【補充原則 3-1②】 **Comply**

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

特に、プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである。

当社は、招集通知、決算短信及び決算説明会資料の他、適時開示書類については英語での開示を行っております。

【補充原則 3-1③】 **Comply**

上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。

特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みである TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

当社は、当社グループの経営戦略の開示に当たり、サステナビリティへの取り組み及び人的資本や知的財産への投資等について、決算説明資料等で説明及び開示しております。また、当社グループの事業活動が気候変動に与える影響について、国際的に確立された開示の枠組みである TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）に基づき、自社ウェブサイト等で開示を行っております。

■ 気候変動への対応（TCFD）

<https://www.bookoffgroup.co.jp/sustainability/top/bookoff-group-esg-management/#seven>

【原則 3-2. 外部会計監査人】 Comply

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社は、外部会計監査人が、適正な監査の確保ができるよう、監査等委員会、内部監査部及びコーポレート部門等と連携して、監査スケジュールや監査体制の調整に努めています。

【補充原則 3-2①】 Comply

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

- (i) 外部会計監査人の選定、評価を行う際には、適格性、管理・組織体制、監査計画、監査報酬、監査実績、実施状況について考慮すべき事項としての基準を設け、これらを総合的に勘案して判断することとしております。
- (ii) 外部会計監査人から書面又は口頭により説明を受け、必要に応じて意見交換を行うほか、監査の実施状況を通じて独立性と専門性の確認を行っております。

【補充原則 3-2②】 Comply

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- (ii) 外部会計監査人からC E O・C F O等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

- (i) 外部会計監査人と事前協議を実施し、監査スケジュールを策定して、十分な監査時間を確保しております。
- (ii) 外部会計監査人から要請があれば、社長をはじめ経営陣幹部は必ず速やかに面談を行うこととしております。
- (iii) 外部会計監査人と監査等委員会、内部監査部は、会計監査や業務監査を通じ連携を確保しております。社外取締役は、外部会計監査人からの要請に応じてミーティング等に参加し意見交換を行っております。
- (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、内部監査部が調査を行い、その結果を社長及び必要に応じて取締役会に報告いたします。また、監査等委員会は外部会計監査人、内部監査部の報告・説明をふまえて内容を吟味し、必要な場合には常勤の監査等委員である取締役が関連部署と連携をとり、調査を行うとともに、必要な是正を求ることとしております。

第4章 取締役会等の責務

【基本原則 4】 Comply

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社は、取締役会にて、企業戦略等の方向性を決定しております。経営と執行を分離するため、執行役員制度を導入し、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、社外取締役を半数以上選任することにより、実効性の高い監督の実現に取り組んでおります。また、2021年8月28日開催の第3回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の職務執行に対する独立性の高い監査体制を構築しております。

【原則 4-1. 取締役会の役割・責務(1)】 Comply

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社は、経営理念を確立しており、取締役会は、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営戦略等を社外取締役からの積極的な意見及び建設的な議論を踏まえ、策定しております。また、重要な業務執行の決定を行う場合には、経営理念や経営戦略等と照らし合わせて、審議・決議をしております。

【補充原則 4-1①】 Comply

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社は、決裁権限基準に、取締役会・経営会議・社長・担当役員・部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関・決定者が審議・決裁をしております。取締役会は持続可能な成長と企業価値の向上のため、監督機能を発揮するとともに、法令や定款・決裁権限基準で定められた重要な事項を、公正な判断基準に基づき、最善の意思決定を行っております。また、経営会議は、社内取締役・執行役員で構成され、決裁権限基準に定められたもの以外にも、取締役会で決議された事項の執行及び課題への対応を委任されております。

【補充原則 4-1②】 Comply

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社の取締役会及び経営陣は、中期経営方針の策定にあたり、株主を含めた様々なステークホルダーの視点から検討を行っております。前期までの中期経営方針の達成状況を踏まえて、2024年5月期からスタートした新たな中期経営方針は、持続的な成長を図ることができるよう、事業単位・テーマ単位の方針と目標を定め、達成状況の確認・分析、施策の検討・実施を取締役会の監督のもと経営陣が行っております。それらの状況は決算説明会等を通じて報告しております。

【補充原則 4-1③】 Explain

取締役会は、会社の目指すところ(経営理念等)や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当社は、サクセションプランは策定しておりませんが、取締役会において、指名諮問委員会の答申を踏まえた透明性・公平性の高い後継者指名が行える体制を確立しております。

【原則 4-2. 取締役会の役割・責務(2)】 Comply

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社は、リスクテイクを支える環境整備を行い、コンプライアンスを含む、倫理規範と行動基準を定めております。また取締役会において、決議するべき提案に関し、それぞれの取締役が独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行い、承認された提案は、担当役員が監督・執行責任を担っております。取締役の報酬については、業績に連動する報酬及び株式報酬を含む報酬制度を定めております。

【補充原則 4-2①】 Comply

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客觀性・透明性ある手續に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、企業価値の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、役員報酬制度を整備しております。

（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

a. 基本方針

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、職責等及び業績等を踏まえた適正な水準とする。
- ・決定にあたっては、客觀性と透明性が担保された手続きを経る。

b. 固定報酬に関する方針

- ・固定報酬は、固定額の金銭により構成する。
- ・固定報酬の個人別の金額は、役位・職責等を勘案して決定する。

c. 業績連動報酬等に関する方針

- ・業績連動報酬は、変動する額の金銭による年次業績賞与により構成する。
- ・年次業績賞与の個人別の金額は、対象期間の業績指標をもとに、あらかじめ定めた計算式により決定する。

d. 非金銭報酬等に関する方針

- ・非金銭報酬は、株式報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。
- ・譲渡制限付株式報酬の個人別の内容は、役位・職責等を勘案して決定する。

e. 報酬等の割合に関する方針

- ・業績連動報酬と非金銭報酬を合わせた割合は、固定報酬の割合を上回らないものとする。
- ・業務執行から独立した立場にある社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、その職務に鑑み、固定報酬のみで構成する。

f. 報酬等の付与時期及び条件に関する方針

- ・固定報酬は、年額を12ヶ月に分割して支払う。
- ・業績連動報酬は、対象期間の業績指標確定ののち、一括して支払う。
- ・非金銭報酬の付与時期及び条件は、報酬検討委員会での検討を経て取締役会において決定する。

g. 報酬等の決定の委任に関する事項

- ・個人別の報酬額は、取締役会の決議により委任された報酬検討委員会において決定し、その総額等を取締役会に報告する。
- ・報酬検討委員会は、客觀性及び透明性を確保する観点から、社長1名と複数の独立社外取締役で構成し、その過半数の賛成をもって決議する。

（取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に基づき、取締役会決議により委任された報酬検討委員会において具体的な内容を決定しております。

【補充原則 4-2②】 Comply

取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

当社グループは、サステナビリティを巡る取組みについての基本方針を策定し、自社ウェブサイト等で開示しております。

■サステナビリティ基本方針

<https://www.bookoffgroup.co.jp/sustainability/top/bookoff-group-esg-management/#two>

また、取締役会にて、人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略実行の監督を行っております。

【原則 4-3. 取締役会の役割・責務(3)】 Comply

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社は、社長及び独立社外取締役を構成員とする報酬検討委員会において、公正かつ透明性の高い取締役の評価を行っております。

情報開示については、コーポレート部門・戦略企画部門等、情報開示に係る部門が都度協議し、担当役員が確認を行い、適時かつ正確な情報開示を心がけております。

利益相反取引については、法令及び社内規程により、あらかじめ取締役会での決議を必要としており、その決議は、該当する役員を特別利害関係者として、当該決議の定足数から除外した上で、行っております。

【補充原則 4-3①】 Comply

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

当社は、取締役の評価について報酬検討委員会が、社内規程の方針及び手続きに従い、公正かつ透明性の高い評価を実施しております。経営陣幹部の選任・解任については、指名諮問委員会にて会社の業績等の評価を踏まえ、検討を行い、取締役会にて決定しております。

【補充原則 4-3②】 Comply

取締役会は、CEO の選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客觀性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えた CEO を選任すべきである。

当社は、社長の選任については、取締役による推薦により候補者をリストアップし、指名諮問委員会にて業績達成度や代表としての人望等の審査を行い協議の上、取締役会にて決定いたします。

【補充原則 4-3③】 Comply

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

当社は、社長の解任については、職務執行に不正又は重大な法令違反等があった場合、又は業績評価を行った結果、2期連続業績低迷と判断された場合は、解任の検討対象となり、指名諮問委員会で検討の上、取締役会にて決定いたします。

【補充原則 4-3④】 Comply

内部統制や先を見越した全社的リスク管理体制の整備は、適切なコンプライアンスの確保とリスクテイクの裏付けとなり得るものであり、取締役会はグループ全体を含めたこれらの体制を適切に構築し、内部監査部門を活用しつつ、その運用状況を監督すべきである。

当社は、代表取締役社長が委員長であるサステナビリティ戦略委員会がグループ全体のリスクの特定と評価を行い、リスク管理委員会が具体的なリスク対応策の審議、対応及びモニタリングを行う体制を構築しております。それらの状況は、社内取締役及び執行役員で構成される経営会議に毎月報告され、取締役会においても共有されております。

また、当社の内部監査部はグループ全体を監査対象としており、内部統制や全社的リスク管理体制の整備及び運用状況の監査を行い、その結果を社長、取締役会及び監査等委員会に報告しております。

【原則 4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】 Comply

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、監査役、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員である取締役3名のうち、2名が社外取締役（うち独立社外取締役1名）であり、独立した客観的な立場で責務を果たしております。また、監査等委員である取締役は、公認会計士、監査法人出身、事業会社出身等、各分野において高い専門知識や豊富な経験を有している者であり、それらの知見を活かして、取締役会及び監査等委員会において積極的に意見を述べております。

【補充原則 4-4①】 Comply

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査等委員である取締役3名のうち、2名が社外取締役（うち独立社外取締役1名）であります。常勤の監査等委員である取締役は、取締役会及び監査等委員会に加え、経営会議等の重要な会議にも出席し、他の監査等委員である取締役へ情報共有を定期的に行っております。また、社外取締役とは必要に応じて連携できる体制を確保しております。

【原則 4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】 Comply

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役及び経営陣は、株主からの受託者責任を果たすために、適時・適切な情報公開を行うことが重要であると認識しており、各ステークホルダーに対して必要な情報は、積極的に情報開示を行っております。

【原則 4-6. 経営の監督と執行】 Comply

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、社外取締役を4名選任し、取締役会において積極的に意見を伺うことで、実効性のある経営の監督体制を構築しております。

【原則 4-7. 独立社外取締役の役割・責務】 Comply

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取り締役会に適切に反映させること

- (i) 当社の独立社外取締役3名は、企業経営、小売業界における店舗運営・マーケティング・IT開発運用における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な知見と企業監査の実務経験に基づき、多様な視点から、企業グループ全体の業務・組織が適正であるための助言・監督を行っております。
- (ii) 当社の独立社外取締役3名は、指名諮問委員会・報酬検討委員会の構成委員として、客観的な立場から透明性の高い取締役の評価を行い、また、その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営に対する監督を行っております。

- (iii) 当社の独立社外取締役3名は、利益相反の監督等を独立した立場で行っています。
- (iv) 当社の独立社外取締役3名は、経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映しております。

【原則 4-8. 独立社外取締役の有効な活用】 Comply

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1（その他の市場の上場会社においては2名）以上選任すべきである。

また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社（その他の市場の上場会社においては少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社）は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

当社は、当社が定めた社外取締役の独立性判断基準に基づき、現在、取締役8名（監査等委員である取締役3名を含む）のうち、独立社外取締役を3名（監査等委員である取締役1名を含む）選任しております。

【補充原則 4-8①】 Comply

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社の独立社外取締役3名は、必要に応じて、社長及び取締役に説明や改善を求めるなど、会社の持続的企業価値の向上に取り組んでおります。また、独立社外取締役を構成員とする独立社外取締役会を設け、定期的に情報共有・意見交換を実施しております。

【補充原則 4-8②】 Comply

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社は、独立社外取締役の互選により、筆頭独立社外取締役を決定し、独立社外取締役会が経営陣との連絡や監査等委員会との連携を図ることができるよう体制を構築しております。

【補充原則 4-8③】 Comply

支配株主を有する上場会社は、取締役会において支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を少なくとも3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任するか、または支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審議・検討を行う、独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置すべきである。

現時点において、当社は支配株主を有しておりません。

【原則 4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**Comply**

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、社外取締役の独立性の判断基準を策定しており、招集通知及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等で開示しております。また、当社の独立社外取締役 3 名は、企業経営、小売業界における店舗運営・マーケティング・IT 開発運用における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な知見と企業監査の実務経験に基づき、多様な視点から、企業グループ全体の業務・組織が適正であるための助言・監督を独立した立場で行っております。

■社外取締役の独立性判断基準

ブックオフグループホールディングス株式会社（以下「当社」）は、社外取締役が次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断する。

1. 現在又は過去 1 年以内において、当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」）の「取引をすみやかに停止することのできない現在の取引先」又は「取引先が当社グループとの取引をすみやかに停止することができないその現在の取引先」における業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる方及び使用人（以下「業務執行者」）である／あった。
2. 現在又は過去 1 年以内において、当社グループの「契約関係をすみやかに解消することのできない現在の報酬支払先」又は「報酬支払先が当社グループとの契約関係をすみやかに解消することのできないその現在の報酬支払先」である団体に所属する専門家である／あった。
3. 過去 10 年以内において、当社の現在の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役であった。
4. 過去 10 年以内において、当社の現在の親会社の監査役であった。
5. 過去 10 年以内において、当社の現在の兄弟会社の業務執行者であった。
6. 現在又は過去 1 年以内において、当社グループから役員報酬以外に年間 240 万円以上の金銭その他の財産を得ている／いた。
7. 配偶者又は二親等内の親族が項目 1.から前項目までのいずれかである／あった。
8. 過去 1 年以内において、配偶者又は二親等内の親族が当社の業務執行者又は非業務執行取締役であった。
9. 現在又は過去 1 年以内において、配偶者又は二親等内の親族が当社の子会社の業務執行者又は非業務執行取締役である／あった。
10. 当社の議決権比率 10% 以上の株式を保有している。（法人である場合はその業務執行者である。）
11. 当社グループの業務執行者が社外取締役に就任している法人の業務執行者である。
(社外取締役の独立性を判断する場合に限り適用)
12. 当社グループより受け取りをすみやかに停止することができない寄付を受領している。（団体の場合はその業務執行者である。）
13. 現在又は過去 1 年以内において、当社の現在の「その他の関係会社」又は「その他の関係会社の親会社又は子会社」の業務執行者である／あった。
14. 当社における社外取締役としての在任期間が通算 10 年を超える。

以上

【原則 4-10. 任意の仕組みの活用】 Comply

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社は、監査等委員会設置会社を採用しております。統治機能の更なる充実を図るべく、任意に社長及び独立社外取締役を構成員とする指名諮問委員会及び報酬検討委員会を設け、取締役候補の指名並びに取締役の評価等を行っております。

【補充原則 4-10①】 Comply

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名（後継者計画を含む）・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする独立した指名委員会・報酬委員会を設置することにより、指名や報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり、ジェンダー等の多様性やスキルの観点を含め、これらの委員会の適切な関与・助言を得るべきである。

特に、プライム市場上場会社は、各委員会の構成員の過半数を独立社外取締役とすることを基本とし、その委員会構成の独立性に関する考え方・権限・役割等を開示すべきである。

当社は、監査等委員会設置会社であり、当社が定めた社外取締役の独立性判断基準に基づき独立社外取締役を3名選任しておりますが、独立社外取締役は取締役会の過半数に達しておりません。そのため、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の指名諮問委員会及び報酬検討委員会を設置しております。

また、各委員会は、社長及び独立社外取締役3名の計4名で構成されており、その過半数を独立社外取締役が占めております。各委員会の役割はそれぞれ以下の事項となっており、委員の過半数の賛成をもって決議又は答申内容を決定し、取締役会に対して報告又は答申を行っております。

(指名諮問委員会)

- ・取締役の選任及び解任に関する株主総会議案に関する事項
- ・代表取締役の選定及び解職に関する取締役会議案に関する事項
- ・取締役の選任・解任、代表取締役の選定・解職の基準の整備に関する事項
- ・社外取締役の独立性判断の基準の制定に関する事項
- ・その他、取締役会から要請又は委任を受けた事項

(報酬検討委員会)

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に関する事項
- ・取締役の報酬限度額に関する株主総会議案に関する事項
- ・その他、取締役会から要請又は委任を受けた事項

【原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**Comply**

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が 1 名以上選任されるべきである。取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役会は社内取締役 4 名、社外取締役 4 名（うち独立社外取締役 3 名）で構成され、企業経営の経験者や公認会計士、豊富なビジネス経験を有する者及びマーケティング・店舗運営や IT 等の担当事業分野に精通した者を選任しております。監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役 1 名、監査等委員である社外取締役 2 名（うち独立社外取締役 1 名）で構成され、公認会計士、監査法人出身者及び事業会社出身者を選任しております。特に社外取締役は豊富な知識と経験を有する者であり、また女性の取締役を 2 名選任し、健全で持続可能な成長を図るように、構成員のバランスに配慮しております。

【補充原則 4-11①】 Comply

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

当社は、取締役会において、実質的で有効な議論を行うためには、取締役 8~10 名程度が適正と考えております。現在は社内取締役 4 名、社外取締役 4 名（うち独立社外取締役 3 名）で構成されており、各取締役の有する主な知識、経験、能力及び専門性は以下のスキル・マトリックスのとおりです。

区分	氏名	企業経営	マーケティング	業界知識	IT テクノロジー	財務・会計	コンプライアンス	リスクマネジメント	人財育成・ダイバーシティ	環境・社会	ガバナンス
取締役	堀内 康隆	●		●	●	●		●			
	渡邊 憲博					●	●	●			●
	川口 佳子		●				●		●		●
	鷹野 正明	●	●	●					●	●	●
	長谷川 秀樹	●		●	●						●
監査等委員である取締役	田村 英明					●	●				●
	宮原 さつき					●			●		●
	辻井 康裕		●	●				●			

*上記の内容は、各取締役の有する全ての知識、経験、能力及び専門性を表すものではありません。

各項目の詳細

企業経営	当社のグループ会社以外での代表取締役経験
マーケティング	マーケティングに関する実務経験及び専門性
業界知識	店舗小売、リユース及び出版流通に関する実務経験及び専門性
IT・テクノロジー	ITサービスの開発や運用に関する実務経験及び専門性
財務・会計	管理会計、財務会計及びファイナンスに関する実務経験及び専門性
コンプライアンス	コンプライアンスや法律に関する実務経験及び専門性
リスクマネジメント	ビジネス環境の変化や自然災害等のリスクマネジメントに関する専門性
人財育成・ダイバーシティ	多様性の確保に向けた人財登用、育成、社内環境整備に関する専門性
環境・社会	環境、社会及びCSRに関する実務経験及び専門性
ガバナンス	当社グループ以外での取締役、監査役及び監査人の経験

取締役候補については、社長及び独立社外取締役で構成する指名諮問委員会において、当社の持続可能な成長と企業価値向上に資する候補者であるかを基準に面談等を経て選定し、監査等委員会にも候補者を通知した上で、取締役会にて決定しております。また、監査等委員である取締役候補については、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物で、中立的・客観的に監査を行うことができる候補者であるかを基準に選定し、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会にて決定しております。なお、社外取締役の選任に係るガイドラインを定め、その独立性判断基準は、招集通知及びコーポレート・ガバナンスに関する報告書等で開示しております。

【補充原則 4-11②】 Comply

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社の取締役会は、取締役の兼任状況を共有し、当社の取締役の役割・責務を適切に果たすことができるることを確認しております。兼任の状況は、毎年、有価証券報告書にて開示しております。

【補充原則 4-11③】 Comply

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社は、各取締役による自己評価を含めた取締役会の実効性に関するアンケートを実施したうえで、その結果をもとに、取締役会にて分析、評価を行う体制を整備しております。

2025年5月期の取締役会に対しては、取締役会実効性評価を以下のとおり実施しました。

<実施概要>

(1)アンケート

- ・対象者：当社取締役 及び 取締役会同席者である執行役員
- ・実施者：外部機関
- ・実施期間：2025年5月～6月
- ・実施方法：Web フォームによる匿名アンケート
- ・評価項目：以下の構成で全28問 + 自由記述設問
 - ① 取締役会の構成と運営
 - ② 経営戦略と事業戦略
 - ③ 企業倫理とリスク管理
 - ④ 経営陣の評価と報酬
 - ⑤ 株主等との対話
- ・評価方法：5段階評価の設問とし、大項目ごとにコメント欄を設置

(2)取締役会

- ・アンケートの結果と外部機関による分析を踏まえ、取締役会において協議

<評価結果概要>

(1)アンケート

- ・評点平均は5点満点中4.2点で、「4:どちらかといえば有効、適切」を上回る水準となりました。
- ・ポジティブな評価が8割を上回っておりました。
- ・特に高い評価となっていたのは、社外取締役を交えた自由闊達な議論と議長の取締役会運営がありました。

(2)取締役会

- ・アンケートの結果と外部機関による分析を踏まえて協議を行い、取締役会の実効性は「概ね有効である」と評価いたしました。

<前回の実効性評価で抽出された課題への対応>

(課題)

- ・業務執行における不正事案の再発防止。
- ・取締役会の実効性を高めるための改善。

(対応)

- ・内部監査部から取締役会への直接報告及びリスク管理委員会・コンプライアンス管理委員会の活動状況に関する取締役会への報告内容の充実をはかり、取締役会におけるモニタリングとリスク評価を一層強化いたしました。

(その他関連する取り組み)

- ・なお、取締役会実効性評価アンケートの実施方法変更が取締役会事務局より提案・了承され、2025年5月の取締役会実効性評価においては、従前独立社外取締役会が主となって行っていたアンケートを、外部機関を利用して実施することといたしました。実施に際しては、取締役会に同席している執行役員を対象に加えたうえで、すべて匿名で回答を得ました。

<今回の実効性評価で抽出された課題と対応の方向性>

(課題)

- ・サステナビリティ関連のテーマについて取締役会にて報告・協議の時間を確保できていない。
- ・株主との対話に関する報告・協議の時間を確保できていない。

(対応の方向性)

- ・議題設定のスケジューリングを再確認すること、議題設定にあたっては優先順位を十分に検討すること、実際の議事運営の時間配分等に充分留意すること等を行い、改善をはかることが確認されました。

【原則 4-12. 取締役会における審議の活性化】 Comply

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社の取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を行っています。特に独立社外取締役3名は、企業経営、小売業界における店舗運営・マーケティング・IT開発運用における豊富な経験や、公認会計士としての専門的な知見と企業監査の実務経験に基づき、経営戦略等への的確な助言・意見具申や重要な意思決定による経営に対する監督、利益相反の監督等を独立した立場で行っております。

【補充原則 4-12①】 Comply

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されること
- (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようすること
- (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- (v) 審議時間を十分に確保すること

- (i) 取締役会の資料は、社内取締役（常勤の監査等委員である取締役を含む）が出席する経営会議で審議をし、社外取締役には、取締役会開催前に先立って配布しております。
- (ii) 社外取締役に対しては、取締役会の資料以外にも、取締役会に先立ち必要に応じて、担当役員が説明を行い、また監査等委員である社外取締役には常勤の監査等委員である取締役が説明するなど、審議に必要となる十分な情報を事前に提供しております。
- (iii) 取締役会の年間開催スケジュールや予想される審議事項については、あらかじめ決定しております。
- (iv) 取締役会は月一回開催し、必要に応じ臨時で取締役会を開催することもあります。一回あたりの審議項目数は、十分に審議ができるよう適切に設定しております。
- (v) 取締役会での審議時間を十分に確保し、必要に応じ時間調整を行っております。

【原則 4-13. 情報入手と支援体制】 Comply

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社の取締役は、その役割・責務を実効的に果たすために必要に応じて、関連部署へ追加の情報提供を求め、関連部署は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。取締役に対する情報提供については、取締役会事務局が中心となり、その支援を行っております。

【補充原則 4-13①】 Comply

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社の社外取締役を含む取締役は、適切な意思決定を行うため、必要に応じて、関連部署へ追加の情報提供を求め、関連部署は要請に基づく情報や資料を適宜提供しております。また、監査等委員である取締役は、適切な監査を行うため、必要に応じて、常勤の監査等委員である取締役が中心となり、関連部署や取締役会事務局へ情報や資料の提供を求めております。

【補充原則 4-13②】 Comply

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社の取締役が必要と判断する場合は、当社の費用にて、外部の専門家の助言が得られるよう支援をいたします。

【補充原則 4-13③】 Comply

上場会社は、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、内部監査部門がこれらに対しても適切に直接報告を行う仕組みを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社の内部監査部は、監査において把握された問題点等につき、必要に応じて取締役会及び監査等委員会に直接報告を行う体制が整備されております。また、監査結果については、毎月一回、社長、常勤の監査等委員である取締役、社内取締役全員に対し、それぞれ報告の場が設けられ、協議が行われるとともに、その内容は、都度、経営会議において報告され、取締役会においても定期的に、また報告が必要と判断された場合は随時、内部監査部から報告が行われております。また、必要に応じて、監査等委員会とも連携を行っております。

社外取締役と社内との連絡・調整は取締役会事務局が、また、監査等委員である社外取締役と社内との連絡・調整は常勤の監査等委員である取締役が行っております。

【原則 4-14. 取締役・監査役のトレーニング】 Comply

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすために、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

当社は、取締役に対して、適宜、グループの事業・財務・組織等についての理解を深めるための説明を取締役会、監査等委員会等において行うとともに、上場会社の取締役向けのeラーニング及び資料等の提供を行っております。また、少なくとも年一回、取締役に求められる役割と責務への理解を深めるための有識者による研修を実施しております。取締役はその他必要に応じて、外部の研修会等に参加できるようにしております。また監査等委員である取締役は、監査役協会主催の研修会等に必要に応じて参加できるようにしております。その際の費用については会社にて負担しております。

【補充原則 4-14①】 Comply

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社は、当社は取締役に対して、適宜、グループの事業・財務・組織等についての理解を深めるための説明を取締役会、監査等委員会等において行うとともに、上場会社の取締役向けのeラーニング及び資料等の提供を行っております。また、少なくとも年一回、取締役に求められる役割と責務への理解を深めるための有識者による研修を実施しております。取締役はその他必要に応じて、外部の研修会等に参加できることとしております。また監査等委員である取締役は、日本監査役協会主催の研修会等に必要に応じて参加できることとしております。

【補充原則 4-14②】 Comply

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社は、当社は取締役に対して、適宜、グループの事業・財務・組織等についての理解を深めるための説明を取締役会、監査等委員会等において行うとともに、上場会社の取締役向けのeラーニング及び資料等の提供を行っております。また、少なくとも年一回、取締役に求められる役割と責務への理解を深めるための有識者による研修を実施しております。取締役はその他必要に応じて、外部の研修会等に参加することができ、その際の費用については会社が負担します。

第5章 株主との対話

【基本原則 5】 Comply

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話をを行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、こうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するために、株主総会以外の場においても経営陣幹部や取締役は株主と建設的に対話をを行い、自らの経営方針を株主に分かりやすく説明し、その理解を得ることが重要であると認識しております。そのため、IR 担当役員を中心とする IR 体制を整備し、当社への理解を深めていただくために、定期的に投資家との対話をを行う場を設けております。

【原則 5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】 Comply

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社は、IR 担当役員を選任し、グループ戦略企画部を IR 担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に一回開催するとともに、逐次スマートミーティングや個別取材等を実施しております。また、「IR ポリシー」を制定し、自社ウェブサイトにて開示しております。

■IR ポリシー <株主との建設的な対話を促進するための方針>

https://www.bookoffgroup.co.jp/investor_relations/top/ir-policy/

【補充原則 5-1①】 Comply

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部、社外取締役を含む取締役または監査役が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社は、株主との対話（面談）の対応をグループ戦略企画部にて行っております。また、株主の希望、面談の主な関心事項、株主の持株数等を合理的に判断した上で、必要に応じて、IR 担当役員及び社長が面談に対応しております。

【補充原則 5-1②】 Comply

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記（ii）～（v）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携の方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックの方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は株主との建設的な対話を促進するための方針を「IRポリシー」に定めており、下記について記載しております。

- (i) 当社は、IR担当役員を選任しております。
- (ii) IR担当部署であるグループ戦略企画部は、コーポレート部門等と連携・協力して対応しております。
- (iii) 個別面談のほか、決算説明会や見学会などを開催しております。
- (iv) 対話において把握されたステークホルダーの意見を、IR担当役員が適時適切に経営陣幹部や取締役会へフィードバックしております。
- (v) インサイダー情報が外部へ漏洩することを防止するため、社内規程に基づき、情報を管理するとともに、各四半期末から決算発表までを「IR活動沈黙期間」として、公表されている情報以外の事象についてのお問い合わせに対応することを控えております。

■IRポリシー <株主との建設的な対話を促進するための方針>

https://www.bookoffgroup.co.jp/investor_relations/top/ir-policy/

【補充原則 5-1③】 Comply

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

当社は、半期に一回（5月末及び11月末時点）、株主名簿にて株主構造を把握しております。また、必要に応じて、実質株主の把握を行っております。

【原則 5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】 Comply

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人的資本への投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

当社は、「中期経営方針」において、資本コストの認識と資本収益性の改善を財務方針として明示し、事業ポートフォリオの変革を目指す方針を明記するとともに、事業ごとの中期のアクションプランを具体的に説明しております。

【補充原則 5-2①】 **Comply**

上場会社は、経営戦略等の策定・公表に当たっては、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況について分かりやすく示すべきである。

当社は、国内ブックオフ事業、プレミアムサービス事業、海外事業並びにそれらの根底となる普遍的な価値として、経営理念、人財育成、サステナビリティへの取り組みなどを決算説明資料などで説明するとともに、各事業における主要アクションや成長期待とともに将来のグループの収益水準を開示することにより、事業ポートフォリオに関する分かりやすい説明を行っております。

以上